

3 特別支援学級

(1) 特別支援学級とは

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級です。

特別支援学級の設置は、学校教育法第81条第2項に次のように規定されています。

<学校教育法第81条第2項>

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

鳥取県では、小学校、中学校及び義務教育学校に、以下の特別支援学級を設置しています。

(令和3年5月1日現在)

- 知的障がい
- 肢体不自由
- 病弱
- 弱視
- 難聴
- 言語障がい
- 自閉症・情緒障がい

(2) 特別の教育課程

特別支援学級は小学校・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

しかしながら、対象となる児童生徒の障がいの種類、程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

そのため、特別支援学級に係る教育課程については、学校教育法施行規則第138条に、次のように規定されています。

<学校教育法施行規則第138条>

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)特別の教育課程によることができる。

この規定に基づき、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について、次のように示されています。

<小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のイ>

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**

(イ) **児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。**

(ア)の規定について

特別支援学級の教育課程には、自立活動の指導を必ず取り入れます。

→自立活動については、54ページを参照

(イ)の規定について

各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、知的障がい特別支援学校）の各教科に替えたりする場合は、保護者等に対する説明責任や指導の継続性の担保の観点から、理由を明らかにして教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要です。

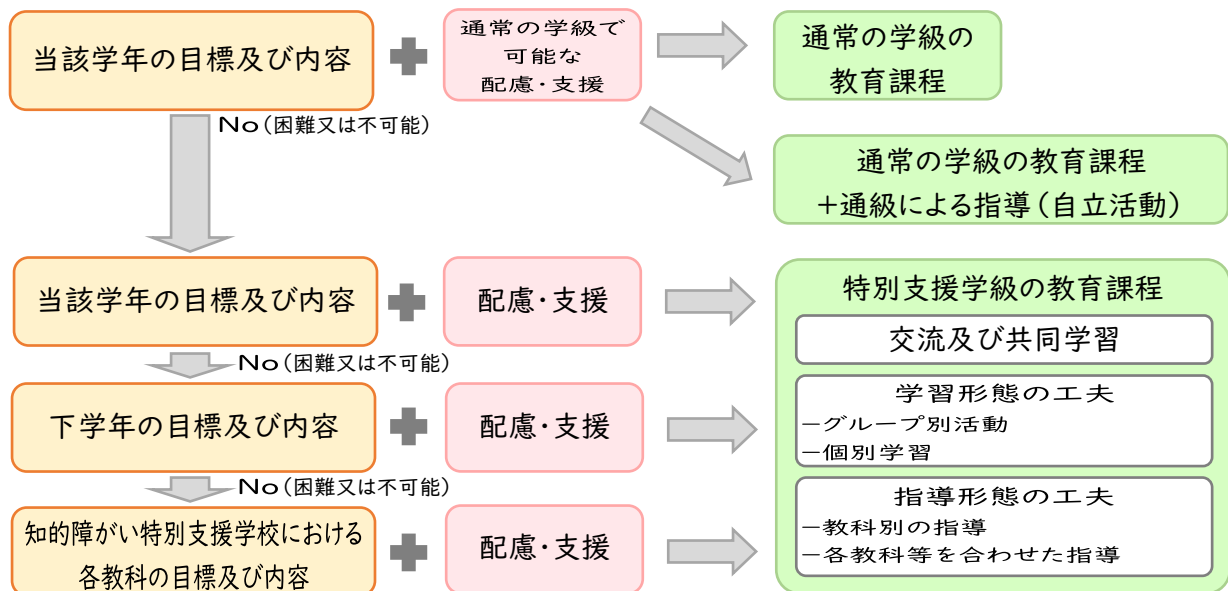
また、各教科の目標設定については、次のような手続きを踏むようにします。

<各教科の目標設定に至る手続きの例>

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童生徒の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障がい特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）110ページ
 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）109ページ

<教育課程のイメージ>



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック（試案）」（平成28年3月）の図表を加えて作成

特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、担任だけでなく他の教職員と連携協力して、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

① 特別支援学級の教育課程

特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成については、**個々の児童生徒の障がいの状態等に**応じて検討する必要があります。前述の規定により、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりすることができますが、小学校・中学校の教育課程と知的障がい特別支援学校の教育課程の基本的事項を理解した上で、適切に編成しましょう。

<教育課程に関するチェックポイント>

<input type="checkbox"/>	小学校、中学校における教育課程は、各教科、特別の教科 道徳（以下、道徳科という。）、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動で編成されています。
<input type="checkbox"/>	知的障がいのない児童生徒が在籍する特別支援学級では、小学校・中学校学習指導要領を踏まえつつ、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、学級の状態や児童生徒の障がいの程度等を考慮の上、実情に合った教育課程を編成します。
<input type="checkbox"/>	各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替える場合は、小学校・中学校学習指導要領を踏まえて教育課程を編成します。
<input type="checkbox"/>	特別支援学級の教育課程には、自立活動を取り入れることが規定されています。自立活動の授業時数は、児童生徒の障がいの状態等に応じて、各学校で適切に定めます。 ※鳥取県では、 自立活動の時間における指導 を教育課程に位置付けることとしています。
<input type="checkbox"/>	知的障がいのある児童生徒が在籍する特別支援学級では、児童生徒の実態によって、知的障がい特別支援学校の教育課程を参考とし、特別の教育課程を編成することができます。
<input type="checkbox"/>	知的障がい特別支援学校における教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間（中学部）、特別活動、自立活動で編成されています。知的障がい特別支援学校の各教科や外国語活動は、小学校・中学校の各教科や外国語活動と連続性がありますが、 目標や内容が異なる ため、混同しないように十分留意します。
<input type="checkbox"/>	知的障がい特別支援学校の各教科等の授業時数は、標準として定まっておらず、小学校・中学校の各教科等の 標準授業時数を参考 とし、学校や児童生徒の実態に即して適切に定めます。
<input type="checkbox"/>	知的障がい特別支援学校においては、児童生徒の知的障がいの状態等に即した指導を進めるため、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う形態「教科別の指導」と、各教科、特別の教科道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う形態「各教科等を合わせた指導」があります。（総合的な学習の時間は合わせることができません。）
<input type="checkbox"/>	「教科別の指導」では、他の教科等との関連や「各教科等を合わせた指導」との関連を図るよう に計画します。
<input type="checkbox"/>	「各教科等を合わせた指導」でも 各教科の目標を達成 していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。また、取り扱う教科等の内容を基に具体的に指導内容を設定し、教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するよう授業時数を配当します。学習評価も各教科の目標に準拠した評価の観点で行います。
<input type="checkbox"/>	特別支援学級は小学校・中学校の学級の一つであり、小学校・中学校の目標を達成するものでなければなりません。その上で、なぜ前述の規定を選択したのか、保護者等への説明責任や指導の継続性の観点から、 理由を明らかにして教育課程を編成 しましょう。

【小学校の教育課程】

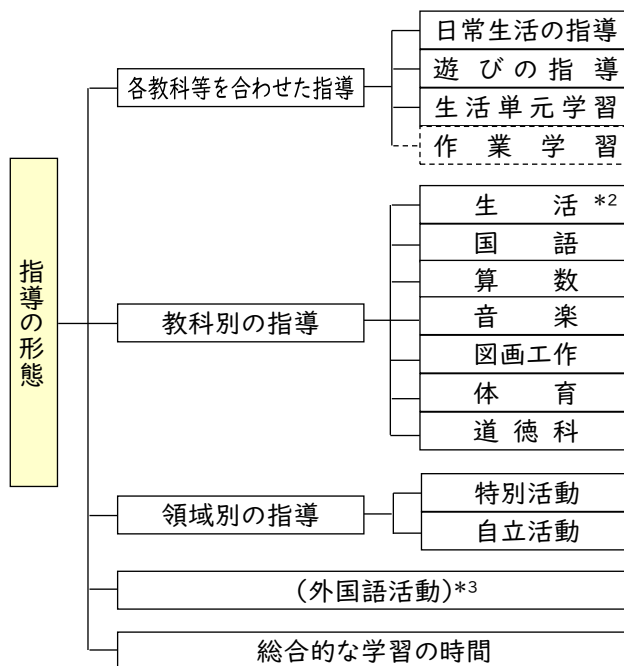
区 分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	国 語	国 語	国 語
		社 会	社 会
	算 数	算 数	算 数
		理 科	理 科
	生 活		
	音 楽	音 楽	音 楽
	図画工作	図画工作	図画工作
			家 庭
	体 育	体 育	体 育
		外 国 語	
道徳科	道徳科	道徳科	道徳科
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
外国語活動		外国語活動	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【特別支援学級(知的障がいのない児童)の教育課程例】

区 分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	国 語	国 語	国 語
		社 会	社 会
	算 数	算 数	算 数
		理 科	理 科
	生 活		
	音 楽	音 楽	音 楽
	図画工作	図画工作	図画工作
			家 庭
	体 育	体 育	体 育
		外 国 語	
道徳科	道徳科	道徳科	道徳科
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動		外国語活動	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【知的障がい特別支援学校小学部の教育課程を参考にした特別支援学級(知的障がいある児童)の教育課程例】

区 分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科 ^{*1}	生 活 ^{*2}	生 活 ^{*2}	生 活 ^{*2}
	国 語	国 語	国 語
	算 数	算 数	算 数
	音 楽	音 楽	音 楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体 育	体 育	体 育
道徳科	道徳科	道徳科	道徳科
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動		(外国語活動) ^{*3}	(外国語活動) ^{*3}
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間



【中学校の教育課程】

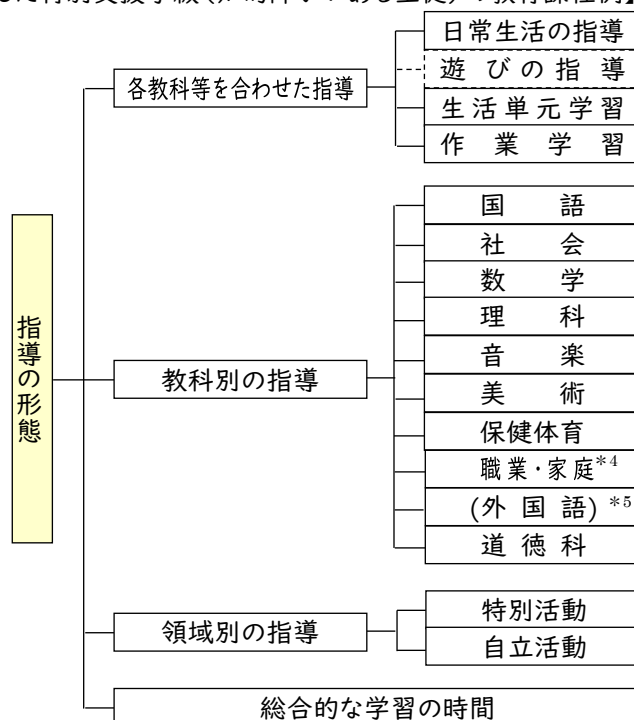
区 分	1・2・3年
各 教 科	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	技術・家庭
外国語	
道 徳 科	道 徳 科
特 別 活 動	特 別 活 動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【特別支援学級(知的障がいのない生徒)の教育課程例】

区 分	1・2・3年
各 教 科	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	技術・家庭
外国語	
道 徳 科	道 徳 科
特 別 活 動	特 別 活 動
自 立 活 動	自 立 活 動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【知的障がい特別支援学校中学部の教育課程を参考にした特別支援学級(知的障がいある生徒)の教育課程例】

区 分	1・2・3年
各 教 科 ^{*1}	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	職業・家庭 ^{*4} (外国語) ^{*5}
道 徳 科	道 徳 科
特 別 活 動	特 別 活 動
自 立 活 動	自 立 活 動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間



*1: 知的障がいのある児童生徒の教育課程において、特別支援学校(小学部・中学部)の教育課程を参考に編成した場合の各教科は、知的障がい特別支援学校(小学部・中学部)の各教科であり、小学校・中学校の各教科の目標や内容とは異なります。

*2: 知的障がいのある児童の教育課程において、特別支援学校小学部の教育課程を参考に編成した場合の「生活」は、知的障がい特別支援学校小学部の教科であり、小学校1・2年の「生活」とは異なります。

*3: 知的障がい特別支援学校小学部の「外国語活動」は、3学年以上(国語科の3段階の児童)を対象に、児童や学校の実態を考慮の上、必要に応じて設けることができる教科です。

*4: 「職業・家庭」は、知的障がい特別支援学校中学部の教科であり、中学校の「技術・家庭」とは異なります。

*5: 知的障がい特別支援学校中学部の「外国語」は、生徒や学校の実態を考慮の上、必要に応じて設けることができる教科です。

②特別の教育課程編成上の留意点

特別の教育課程を編成する場合、知的障がいのない児童生徒と知的障がいのある児童生徒の場合で留意点が異なります。次に示したことに留意して教育課程を編成しましょう。

	知的障がいのない児童生徒の場合	知的障がいのある児童生徒の場合
各教科	○小・中学校の当該学年の各教科	児童生徒の実態把握を十分に行い、各教科の目標や内容、指導の形態を考え、児童生徒の実態に合わせて編成します。
	○小・中学校の学習指導要領に基づく当該学年の教科の内容で対応するのが難しい場合 ⇒各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に替えることができます。 ⇒合科的・関連的な指導を行うことができます。	⇒知的障がい特別支援学校の各教科に替えることができます。 ⇒各教科等を合わせた指導を行うことができます。
道徳科	○通常の学級と同様に、必ず実施します。	○通常の学級と同様に、必ず実施します。 ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。
特別活動	○通常の学級と同様に、必ず実施します。	○通常の学級と同様に、必ず実施します。 ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。
自立活動	○障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための領域「自立活動の時間における指導」を教育課程に位置付けます。 ○自立活動の授業時数は、児童生徒の障がいの状態に応じて、適切に定めます。	
	○必ず実施します。	○必ず実施します。 ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。
外国語活動及び外国語(小学校)	○通常の学級と同様に、3・4年生は外国語活動を、5・6年生は外国語を必ず実施します。	○原則は、通常の学級と同様に、3・4年生は外国語活動を、5・6年生は外国語を実施します。 〔実施しない場合〕 知的障がい特別支援学校(小学部)と同様の教育課程上の取扱いをする等、妥当な理由が必要となります。 ※知的障がい特別支援学校小学部では、3年生以上(国語科の3段階の児童)を対象に、外国語活動を設けることもできます。
総合的な学習の時間	○通常の学級と同様に、小学校3年生以上は必ず実施します。	○原則は、通常の学級と同様に、小学校3年生以上は実施します。 〔実施しない場合〕 知的障がい特別支援学校(小学部)と同様の教育課程上の取扱いをする等、妥当な理由が必要となります。 ※知的障がい特別支援学校小学部には総合的な学習の時間が設けられていません。

③知的障がい特別支援学校の各教科について

学習指導要領において、小学校・中学校の各教科は学年別に内容を示しているのに対し、知的障がい特別支援学校小学部・中学部の各教科は段階別に内容を示しています。

学年別ではなく、段階別に内容を示している理由は、発達期における知的機能の障がい、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況も異なるためです。段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態に即して各教科の内容を選択し、効果的な指導ができるようになっています。

具体的には、児童生徒の知的機能の障がいの状態と適応行動の困難性等を踏まえ、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等状態を考慮して目標を定め、小学部1段階から中学部2段階にわたり構成されています。

学部	段階	程度(援助・活動・ねらい)	参考
小学部	1段階	この段階では、知的発達が極めて未分化であり、認知面での発達も十分でないことや、生活経験の積み重ねが少ないことなどから、主として 教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、事物に気付き注意を向けたり、関心や興味をもったりすることや、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすること をねらいとする内容を示している。	前段階 幼児期より
	2段階	この段階では、1段階を踏まえ、主として 教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、目的をもった遊びや行動をとったり、児童が基本的な行動を身に付けること をねらいとする内容を示している。	1年生段階 小学校
	3段階	この段階では、2段階を踏まえ、主として 児童が自ら場面や順序などの様子に気付いたり、主体的に活動に取り組んだりしながら、社会生活につながる行動を身に付けること をねらいとする内容を示している。	1年生段階 小学校
中学部	1段階	この段階では、主として 生徒が自ら主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てること をねらいとする内容を示している。	2年生段階 小学校
	2段階	この段階では、主として 生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身に付けられるようにしていくこと をねらいとしている。	3年生段階 小学校

知的障がい特別支援学校の指導の形態には、教科ごとの時間を設けて指導を行う「教科別の指導」と各教科、道徳科、特別活動、自立活動、外国語活動(小学部)の一部又は全部を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」があります。

知的障がいのある児童生徒は、学校生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から「各教科等を合わせた指導」が実践されています。

「各教科等を合わせた指導」を行う場合においても、**各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にし指導計画を立てて実施し、学習評価についても各教科の目標に準拠した評価の観点により行うことが必要です。**

知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容は、「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)」(平成30年3月)を参照してください。同解説550ページ以降の一覧表も便利です。

<各教科等を合わせた指導の例>

<日常生活の指導>

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するものです。

日常生活の指導は、知的障がい特別支援学校小学部の生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など、広範囲に各教科等の内容を扱います。

基本的な生活習慣の内容

衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔 等

日常生活・社会生活における基本的な内容

あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ること 等

ポイント

- 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行う。
- 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにする。
- できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるようにする。
- 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画する。

<遊びの指導>

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容を扱います。

比較的自由に取り組む遊び

場や遊具等が限定されることのないもの

比較的制約性が高い遊び

期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといったもの

ポイント

- 児童の意欲的な活動を育むようにする。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定する。
- 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫する。
- 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊び等、児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定する。
- 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定する。
- 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにする。

<生活単元学習>

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容を扱います。生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善する必要があります。

単元の種類

- ・行事を中心にした単元
- ・季節の生活を中心にした単元
- ・生活課題を中心にした単元

単元設定にあたって

- ・生活課題上必要性のある単元であること
- ・継続性のある単元の設定であること

ポイント

- 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態や生活年齢等、興味・関心を踏まえ、個人差の大きい集団にも適合するようにする。
- 必要な資質能力の習得を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにする。
- 児童生徒が指導目標への意欲や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動を含むようにする。
- 一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるようにする。
- 各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりがあるようにする。
- 豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画する。

<作業学習>

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、中学部では職業・家庭科を中心としながら、各教科等の広範囲の内容を扱います。

作業活動の種類

農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客 等

ポイント

- 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえるようにする。
- 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定する。
- 生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるようにする。
- 知的障がいの状態等が多様な生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含むようにする。
- 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などを適切に配慮する。
- 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいようにする。

(3) 時間割

① 児童生徒の実態に応じた時間割

- 学校生活のリズムや学習に対する見通しをもちやすくするために、児童生徒の実態に応じて毎日同じ時間帯に同じ内容の学習を組むことがあります。
- 通常の学級との交流及び共同学習が必要な場合には、交流及び共同学習の時間を考慮して時間割を編成し、全教職員の共通理解を得ておく必要があります。

② 時間割編成上の留意点

- 特別教室の割当てなど、調整する段階から考慮、検討することが大切です。
- 日常生活の指導など継続性のある活動は、必要に応じて毎日同じ時間帯に設定することがあります。
- 生活単元学習や作業学習は、活動のしやすさを考え、複数時間続きの設定をする場合があります。また、複数学年の児童生徒が在籍する場合、できるだけ全員がそろう時間を設定することが考えられます。
- 児童生徒に分かりやすい表示の仕方をすることがあります。
(例：日常生活の指導→きらきらタイム、生活単元学習→いきいきタイム)

教務主任の先生に、特別支援学級の時間割を優先して決めてもらうようお願いしました。

時間割が何パターンもあり大変でしたが、特別支援教育主任(担当)の先生に相談して助かりました。



特別支援学級担任

交流学級の担任の先生と相談しながら時間割を考えました。

特別教室の使用や2時間連続授業の設定等、調整段階での検討事項が多いため、早い段階から教務主任と連携し、時間割を検討しましょう。

③時間割編成の例

<小学校>

【知的障がい特別支援学級(小学校3年)の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動(朝読書、朝自習、朝の会)					
1	きらきらタイム(日生)				
2	算数	国語	算数	国語	算数
業間休憩・業間活動					
3	いきいき タイム (生単)	道徳科	いきいき タイム (生単)	*音楽	いきいき タイム (生単)
4		*体育		*体育	
給食、昼休憩、清掃					
5	*音楽	総合	国語	学活	*図工
6		総合	外国語 活動		*図工
帰りの活動(帰りの会)					

【肢体不自由特別支援学級(小学校5年)の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動(朝読書、朝自習、朝の会)					
1	国語	算数	国語	算数	国語
2	算数	国語	算数	自立	算数
業間休憩・業間活動					
3	*社会	*総合	自立	*家庭	*理科
4	国語 (書写)	*総合	*社会	道徳科	*理科
給食、昼休憩、清掃					
5	*体育	*社会	学活	*体育	*図工
6	*理科	*音楽	外国語	委員会 クラブ	*図工
帰りの活動(帰りの会)					

※日生:日常生活の指導(生活、体育、自立活動)

生単:生活単元学習(生活、国語、算数、自立活動、特別活動)

自立:自立活動 *:交流及び共同学習

<中学校>

【知的障がい特別支援学級(中学校1年)の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動(朝読書、朝自習、朝の会)					
1	国語	英語	国語	国語	英語
2	*保体	数学	数学	*保体	数学
3	作業	生単	作業	生単	生単
4					
給食、昼休憩					
5	自立	*保体	*音楽	*総合	作業
6	*美術	学活	道徳科	*総合	
帰りの活動(清掃、帰りの会)					

【自閉症・情緒障がい特別支援学級(中学校3年)の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動(朝読書、朝自習、朝の会)					
1	国語	数学	英語	数学	国語
2	数学	英語	国語	英語	数学
3	社会	*理科	自立	社会	*理科
4	*理科	社会	*音楽	道徳科	*保体
給食、昼休憩					
5	*保体	学活	社会	*技・家	*総合
6	英語	*保体	*理科	*美術	*総合
帰りの活動(清掃、帰りの会)					

※生単:生活単元学習(国語、数学、社会、理科、職業・家庭、自立活動)

作業:作業学習(職業・家庭、社会、理科) 自立:自立活動 *:交流及び共同学習

(4) 教科用図書

教科用図書(以下、教科書という。)とは、「学校において、**教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材**として用いられる図書」です。

特別支援学級においては、①文部科学大臣の検定を経た教科書(検定教科書)や②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(著作教科書)を使用します。これらを使用することが適当でない場合は、③教科書以外の絵本等の一般図書(一般図書)を教科書として使用することが認められています。



特別支援学級においては、児童生徒の実態に合わせて①検定教科書、②著作教科書、③一般図書から、**小学校・中学校の各教科は種目ごと、知的障がい特別支援学校の各教科は教科ごとに1冊ずつ**選びます。なお、一般図書は、毎年度文部科学省から送付される一般図書契約予定一覧を参考にしてください。

<小学校・中学校の種目一覧>

小学校		中学校	
国語	書写	国語	書写
社会	地図	社会(地理的分野)	社会(歴史的分野)
算数	理科	社会(公民的分野)	地図
生活	音楽	数学	理科
図画工作	家庭	音楽(一般)	音楽(器楽合奏)
保健	英語	美術	保健体育
道徳		技術・家庭(技術分野)	技術・家庭(家庭分野)
		英語	道徳

<知的障がい特別支援学校(小学部・中学部)の教科一覧>

小学部		中学部	
生活	国語	国語	社会
算数	音楽	数学	理科
図画工作	体育	音楽	美術
特別の教科 道徳		保健体育	職業・家庭
		特別の教科 道徳	(外国語)

<教科書選定の留意事項>

知的障がい特別支援学校の各教科に替えた教育課程の場合、教科書選定の際は、以下の留意事項を踏まえましょう。

教科	小学校	中学校	備考
全体	・知的障がい特別支援学校の各教科の教科書は、教科ごとに毎年1冊給与できる。		
生活	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「生活」「社会」「理科」「家庭」「地図」の検定教科書を給与することが可能。	/	
国語	・著作教科書(☆本)又は一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「国語」の検定教科書を給与することが可能。		・種目に分かれていないため、「国語」と「書写」の検定教科書を同時に給与することはできない。基本的に書写の内容を含むものを選定する。 ・下学年の目標・内容に替えて指導する場合は、「書写」の検定教科書を併せて給与できる。
数学 (算数 中) (小)	・著作教科書(☆本)又は一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「算数」の検定教科書を給与することが可能。	・著作教科書(☆本)又は一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「算数」「数学」の検定教科書を給与することが可能。	
社会	/	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「社会」「地理」「歴史」「公民」「地図」の検定教科書を給与することが可能。	・種目に分かれていないため、「社会」「地理」「歴史」「公民」「地図」の検定教科書を同時に給与することはできない。
理科	/	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「理科」の検定教科書を給与することが可能。	
音楽	・著作教科書(☆本)又は一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「音楽」の検定教科書を給与することが可能。	・著作教科書(☆本)又は一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「音楽」「器楽」の検定教科書を給与することが可能。	・種目に分かれていないため、「音楽」「器楽」の検定教科書を同時に給与することはできない。

教科	小学校	中学校	備考
美術 (中) 図画 工作 (小)	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「図画工作」の検定教科書を給与することが可能。	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「美術」の検定教科書を給与することが可能。	
職業・ 家庭		・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「家庭」「技術・家庭(家庭分野)」の検定教科書を給与することが可能。	・中学校の「技術」と中学部の「職業」は異なる目標・内容であるため、「技術・家庭(技術分野)」の検定教科書を給与することはできない。
保健 体育 (中) 体育 (小)	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「保健」の検定教科書を給与することが可能。	・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「保健」の検定教科書を給与することが可能。	
外国語		・一般図書を1冊給与できる。 ・一般図書として「外国語(英語)」の検定教科書を給与することが可能。	・外国語は、生徒や学校の実態を踏まえ、必要に応じて設けることのできる教科。 ・小学部の外国語活動は教科ではないため、教科書を給与することはできない。
道徳科	・検定教科書又は一般図書を1冊給与できる。	・検定教科書又は一般図書を1冊給与できる。	

<著作教科書(知的障がい用)を選定する際の留意点>

教科	小学部	中学部	備考
国語	「こくご☆」 「こくご☆☆」 「こくご☆☆☆」	「国語☆☆☆☆」 「国語☆☆☆☆☆」	・小学部用は小学校で、 中学部用は中学校で使用 する。 ・☆の数は、少ないものに 戻ることはできない。
数学 (中) 算数 (小)	「さんすう☆」 「さんすう☆☆」 「さんすう☆☆☆」	「数学☆☆☆☆」 「数学☆☆☆☆☆」	
音楽	「おんがく☆」 「おんがく☆☆」 「おんがく☆☆☆」	「音楽☆☆☆☆」 「音楽☆☆☆☆☆」	
生活	「せいかつ☆」 「せいかつ☆☆」 「せいかつ☆☆☆」		

★教科書給与リストを作成し、進級時や進学時に以前給与した図書と重ならないようにしまし
よう。(無償給与ですが、二重に給与することはできません)

★教科書給与リストは、個別の教育支援計画や個別の指導計画と一緒に保管し、確実に引き継
がれるようにしましょう。 →教科書給与リストの様式は、87 ページを参照

(5) 学習評価

① 学習評価の意義

学習評価は、児童生徒の学習の状況及び学習の成果を確かめることであり、その評価に基づき、その学習の成果を次の段階の指導に生かすことです。学習評価は、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施されることが重要です。

指導と評価の一体化 PDCA サイクルを繰り返しながら、適切な見直しや改善を図ること

Plan…教育課程の編成、各教科等の学習指導の目標や内容、指導計画、評価計画

Do …指導計画を踏まえた教育活動の実施

Check…児童生徒の学習状況の評価、それを踏まえた授業や指導計画等の評価

Action…評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画等の改善

② 障がいのある児童生徒の学習評価について

障がいのある児童生徒の学習評価は、以下の考え方を踏まえて行います。

★学習評価に関する基本的な考え方は、**障がいのある児童生徒においても同様である。**

★障がいのある児童生徒については、**個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫**を行い、**観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。**

③ 指導要録の作成について

<特別支援学級に在籍する児童生徒>

・特別支援学級に在籍する児童生徒の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校 小学部・中学部の指導要録に準じて作成する。

<特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱)>

・指導に関する記録については、小学校・中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成する。

・個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

・児童生徒の障がいの状態等に即して、各教科等を合わせて授業を行った場合や重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

・障がいのある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

・自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

【1】 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること

【2】 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること

【3】 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

・入学時の障がいの状態には、小学校・中学校における入学時の障がいの状態について、障がいの種類及び程度等を記入する。

<特別支援学校(知的障がい)>

- ・指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録、外国語活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成する。
- ・個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。
- ・児童生徒の障がいの状態等に即して、各教科等を合わせて授業を行った場合や重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。
- ・障がいのある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。
- ・各教科の学習の記録については、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、指導要録の改善通知の別紙4(高等部は別紙5)の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。
- ・自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。
 - 【1】 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
 - 【2】 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
 - 【3】 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること
- ・入学時の障がいの状態には、小学校・中学校における入学時の障がいの状態について、障がいの種類及び程度等を記入する。

<通級の学級に在籍する児童生徒>

- ・通級による指導を受けている児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、通級による指導を受けた学校名、授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。
- ・通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。
- ・これらの児童生徒について個別の指導計画を作成している場合において、当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

<学習評価及び指導要録に関する通知>

- ・「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(文部科学省 平成28年7月29日)
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(文部科学省 平成31年3月29日)

1-2. 特別支援学校（知的障害）小学部及び特別支援学校（知的障害）中学部における各教科の学習の記録

国語

(1) 評価の観点及びその趣旨

<小学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使っている。	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思い付いたり考えたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思い付いたり考えたりしながら、言葉で伝え合うよさを感じようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

<中学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えをまとめたりしながら、言葉がもつよさに気付こうとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

評価の3つの観点

1-5. 特別支援学校（知的障害）高等部における各学科に共通する各教科の学習の記録

教科	観点	趣旨
国語	知識・技能	社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

知的障がい特別支援学校の各教科は、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の目標・内容に照らし、指導要録の改善通知の別紙4（高等部は別紙5）に示されている各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容や実現状況等を簡条書き等により端的に記述します。

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科・特別活動・自立活動の記録									
学年	1	2	3	4	5	6			
生活									
国語	観点別学習状況を踏まえた文章記述								
算数									
音楽	教科等毎の記載枠を点線で区分								
図画工作									
体育									
特別活動									
自立活動									

日常生活の指導や生活単元学習などの各教科等を合わせた指導の形態を採用している場合にも、各教科の目標・内容に即した学習の記録となるよう、教科等ごとに記載枠が設けられています。

④内容のまとめりごとの評価規準の作成

「観点別学習状況の評価」を実施するためには、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとして、評価規準を作成することが必要となります。特に、知的障がい特別支援学校の各教科に替えた教育課程については、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、次の例のように、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要です。

下に、中学校3年生の生活単元学習「公民館まつりで地域の方に喜んでもらおう」の指導計画例を示しています。この単元では、国語、社会、理科、職業・家庭、特別の教科 道徳、特別活動を合わせていますが、指導計画を立てる際には、学習活動を決めてから合わせる教科等を検討するのではなく、年間で取り扱う教科等の内容を基に、知的障がいの状態や生活年齢、学習状況や経験等を考慮して、どのような単元や学習活動を設定するのが効果的かという考え方で検討します。

単元名	公民館まつりで地域の方に喜んでもらおう(全20時間)						
単元目標	○公民館の方と協力して出店の計画を進めることができる。 ○出店を通して、お客さんに喜んでもらうことができる。						
小単元名	教科等の関連						
	具体的な学習活動	国語	社会	理科	職業・家庭	道徳科	特別活動
「公民館の方と話し合おう」 (2時間)	・公民館まつりの内容や客層、人数などを教えてもらう。 ・出店の内容やスペース、物品、掲示物、スケジュールなどを確認する。	メモを取ったり質問したりしながら話し合う。					
「出店の内容を考えよう」 (2時間)	・公民館の方に聞いた内容から出店の内容を話し合う。 ・出店に必要なものや役割、スケジュールなどを話し合う。		自分の意見を述べたり相手の意見を聞いたりして互いに助け合い、協力する。				
「出店の準備をしよう」 (10時間)	・お客さんに喜んでもらえるよう工夫しながら「魚釣りコーナー」を準備する。 ・お客さんへのプレゼント「新聞エコバッグ」を準備する。 ・自分たちで当日と同じように店を運営し、確認や改善をする。			身の回りの物をおして磁石の性質を理解したり考えを表現したりする。	道具や材料の扱い方が分かり、安全や衛生に気をつけながら作業する。		
「公民館まつりを成功させよう」 (6時間)	・友達と協力しながら出店を運営する。 ・お客さんに優しく丁寧に対応する。 ・公民館まつりを振り返って成果や課題をまとめ、公民館の方にお礼や報告をする。	相手や目的に応じた話し方で話す。				地域のために役立つとし、奉仕活動を通して充実感を味わう。	互いに協力し出店を成功させようと取り組む。

このうち、小単元「出店の準備をしよう」では、「魚釣りコーナー」の準備をとおして、中学部1段階の理科の内容「C 物質・エネルギー エ磁石の性質 ㊦」を取り扱う計画です。

小単元名	具体的な学習活動	取り扱う教科の内容
「出店の準備をしよう」 (10時間)	・お客さんに喜んでもらえるよう工夫しながら「魚釣りコーナー」を準備する。(4時間) ・お客さんへのプレゼント「新聞エコバッグ」を準備する。(4時間) ・自分たちで当日と同じように店を運営し、確認や改善をする。(2時間)	<中学部1段階 理科> C 物質・エネルギー エ 磁石の性質 ㊦ 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。

この内容について、学習指導要領には次のように記載されています。赤字で示した(ア)は、育成を目指す資質・能力の三つの柱のうち「知識及び技能」、青字で示した(イ)は「思考力・判断力・表現力等」に当たります。それぞれ「知識・技能」「思考・判断・表現」の観点で評価していく内容となります。

<p><理科 中学部I段階 C物質・エネルギー エ磁石の性質></p> <p>磁石の性質について、磁石を身の回りの物に近付けたときの様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>⑦磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。</p> <p>⑧磁石の異極は引き合い、同極は退け合うこと。</p> <p>(イ) 磁石を身の回りの物に近付けたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質についての疑問をもち、表現すること。</p>		
---	--	--

文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)

そして、令和2年4月に文部科学省が作成した特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料に各教科ごとに示されている【観点ごとのポイント】を踏まえ、内容のまとめりごとの評価規準を作成します。「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の内容に「学びに向かう力、人間性等」について示されていないことから、指導要録の改善通知に示されている「評価の観点及びその趣旨」を用いて具体的な評価規準を作成していきます。例えば、次のような評価規準が考えられます。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けている。</p> <p>・磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。</p> <p>・磁石の異極は引き合い同極は退け合うこと。</p>	<p>磁石を身の回りの物に近付けたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質についての疑問をもち、表現している。</p>	<p>磁石の性質についての事物・現象に進んで関わり、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。</p>

また、設定した評価規準を踏まえ、指導計画のどのタイミングで評価するかという、評価計画を作成することが効果的な評価につながります。

時間	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
1 2	<p>竿に取り付けた磁石に引き付けられる物と引き付けられない物を分類する。(クリップ、マグネット、アルミ箔等)</p>	<p>磁石の様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質について表現している。</p>	
3	<p>磁石の異極は引き合い、同極は退け合うことが分かる。(棒磁石)</p>	<p>磁石の様子について調べる中で、磁石の性質についての疑問をもち、表現している。</p>	
4			<p>魚の大きさや得点を変え、魚釣りゲームをより楽しめるものに工夫するなど、磁石の性質を生かそうとしている。</p>

以上の評価規準や評価計画のもと、例えば次のような評価結果が考えられます。各教科等を合わせた指導の良さを生かし、生活に結びついた具体的な学習活動を展開する中で、各教科等の目標を意識した指導と評価を心掛けましょう。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>・クリップやアルミ箔、マグネットを調べ、磁石には引き付けられる物と引き付けられない物があることを理解し、適切に分類できた。</p> <p>・棒磁石の磁極の色(赤、青)に着目し、異極は引き合い同極は退け合うことに気付くことができた。</p>	<p>磁石の様子を調べる中で、素材によって引き合う強さに違いがあることに気付き、その疑問を表現した。</p>	<p>レベルや得点を変えることを友達に提案し、お客さんがより楽しめるよう、竿に取り付ける磁石を変えて工夫しようとした。</p>

③進路指導のポイント

児童生徒が進学先で何を学ぶのか、しっかりと目的意識を持って進学できるようにすることが大切です。そのためには、児童生徒の自己理解を深めるとともに、児童生徒の自己決定の機会を積極的に設けることが大切になります。

また、進学、就学することで人間関係や学習環境等が変わり、児童生徒にとっては環境の変化に適応することが難しい場合があります。

そのために、在籍学校卒業時だけではなく、さらに将来の姿も想定したゴール設定を行い、小学校の6年間、中学校の3年間の中で保護者とも情報を共有しながら、必要な指導・支援を段階的に行い、次のステージに備えていくことが大切です。

児童生徒の自己理解と自己決定への援助

- 児童生徒の夢や将来への希望の聞き取り
- 児童生徒の自己評価の機会の設定
- 児童生徒が自己評価を行いやすい段階的な課題設定や目標設定
- 児童生徒の成長した点に対する積極的な称賛
- 具体的な場面、体験における振り返りの実施
- 自己決定の場面の設定とその結果の振り返りの実施
- 学習の目的の明示(なぜ、この学習を行うのかを示す)

※児童生徒の自己評価は、肯定的な自己評価ができる内容を行ったのち、苦手なこと等に広げていくことがポイントです。

児童生徒、保護者への情報提供

- 本人・保護者のニーズの把握
- 進学先の見学・体験(基礎的環境整備、合理的配慮の確認)
- 進学先、就学先の情報収集
- 進学にかかるタイムスケジュールの提示
- 児童生徒へのガイダンスの実施

※児童生徒によっては「イメージできる将来」や「学んだことを覚えていられる時間」等が違うため、児童生徒に唐突に卒業後の話をするのではなく、身近な話や近い将来の話から始め、今行うべきことを焦点化していくことが大切です。

※将来についてのイメージ例:「今日」「明日」「1週間後」「1年後」「数年後」「就職するとき」「一人暮らしをするとき」等

④年間スケジュール(3学期制の例)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
行事	始業式 入学式			終業式		始業式			終業式	始業式		卒業式 修了式
学級経営	引継ぎ 学級経営案作成 指導要録の記入 教室環境の整備			2学期の準備 学級経営の見直し					3学期の準備 学級経営の見直し			(指導要録 出席簿 健康診断表等) 諸帳簿の記録 学級経営の評価
出席簿の記録 教室環境の整備 学級便りの発行 生活指導 生徒指導												
学習指導	時間割の作成 年間指導計画や単元一覧表の作成 個別の指導計画の見直し・作成 個別の教育支援計画の見直し・作成			1学期末の評価 通知表の作成 個別の指導計画の評価・見直し 個別の教育支援計画の評価・見直し					2学期末の評価 通知表の作成 個別の指導計画の評価・見直し 個別の教育支援計画の評価・見直し			学年末の評価 通知表の作成 個別の指導計画の評価・見直し 個別の教育支援計画の評価・見直し
学習予定(日案・週案) 教材研究 日々の記録 年間指導計画の評価・見直し 個別の指導計画の評価・見直し												
教育課程 Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(見直し) Plan(計画)												
支援体制・理解啓発 就学支援・進路指導	引継ぎ・支援会議 校内への共通理解 保護者からの聞き取り			学期末懇談 校内就学支援委員会	校内就学支援委員会 特別支援学校 通常の学級	校内就学支援委員会	県就学支援分科会		学期末懇談 県就学支援分科会	県就学支援分科会		支援会議・引継ぎ 学年末懇談
保護者との情報交換 交流及び共同学習 交流学級担任との情報交換 教育相談 就学相談 進路指導 校内就学支援委員会 支援会議												
次年度に向けて			教育課程の検討 教科書の選定						教育課程の評価・編成			引継ぎの準備 個別の教育支援計画(案)の作成 個別の指導計画(案)の作成 年間指導計画(案)の作成